

広島県告示第七百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の  
成果を次のとおり認証した。

平成二十一年七月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成十九年六月から平成二十一年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市甲奴町宇賀の一部

五 認証年月日

平成二十一年七月十六日